

大牟田市

地球温暖化対策 実行計画

(事務事業編)

「エコオフィスおおむた21」
(2012～2021)

大牟田市地球温暖化対策
実行計画推進本部

平成24年3月

目 次

		2) 発生源別の排出割合	
はじめに	1	2. 温室効果が水害の項目	12
第1章 背景	2	第4章 取組の目標	14
1. 地球温暖化問題(気候変動問題)	2	1. 温室効果ガスの削減目標	14
2. 急激に進む地球の温暖化	2	2. 項目ごとの目標	14
3. 地球温暖化の影響	3	第5章 取組の内容	15
4. 地球温暖化防止に向けた取組	3	1. 温室効果ガスの排出を削減する取組	15
1) 国際的な動き		1) 導入(購入)時の配慮	
2) わが国の動向		2) 使用時の配慮	
第2章 計画の基本的事項	5	2. 水道使用量を削減する取組	17
1. 目的	5	1) 計画の進行管理のための取組	
2. 計画の位置付けと名称	5	2) 普段の行動における配慮	
3. 計画の期間と基準年	6	3) 施設等の管理における配慮	
4. 計画の対象範囲	6	3. 廃棄物排出量を削減する取組	17
1) 対象とする事務・事業		1) 計画の進行管理のための取組	
2) 対象とする組織、施設等		2) 普段の行動における配慮	
5. 対象とする温室効果ガスとその算定方法	7	3) 物品購入における配慮	
1) 対象とする温室効果ガス		4. コピー用紙使用量を削減し、再生紙の比率を高める取組	18
2) 温室効果ガス排出量の算定		1) 計画の進行管理のための取組	
6. 温室効果ガス以外の項目	9	2) 普段の行動における配慮	
1) 廃棄物		3) 物品購入における配慮	
2) コピー用紙使用量		5. その他 エコオフィスを推進する取組	19
3) 水道使用量		1) 物品購入における配慮	
第3章 市の現況	10		
1. 温室効果ガスの排出状況	10	資料編	
1) 温室効果ガスの排出割合			

はじめに

1992年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」(UNFCCC)では、その究極の目標として、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を掲げ、このような水準が、「生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべき」としている。

2007年には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が、気候変動に関する世界中の研究成果を集大成した第4次評価報告書(AR4)を発表し、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」ことを科学的に示した。さらには、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高い」ことを明らかにした。

2007年の第4次評価報告書(AR4)の発表を受け、国内の科学者たちは国民に向け緊急メッセージを出した。

「気候変動による悪影響が危険なレベルを越えないためには、温室効果ガスの削減を直ちに開始せねばならない。科学の結果を直視し、気候の安定化に向けて、国民が一体となって「低炭素社会」の実現に向けて行動し、世界が共に行動を開始することをより強く呼びかけていくべき時が来ている。このことを、気候変化を研究する科学者として再び強く訴えたい。(中略)温暖化は、私たち市民の予想を遙かに超えるスピードで進行しつつある。その影響も顕在化しつつある。もはや根拠なく科学的な知見の不十分さを口実に対応を躊躇する時ではない。温室効果ガスの大幅な削減という大きな課題に向けて、直ちに行動を開始する必要がある。」

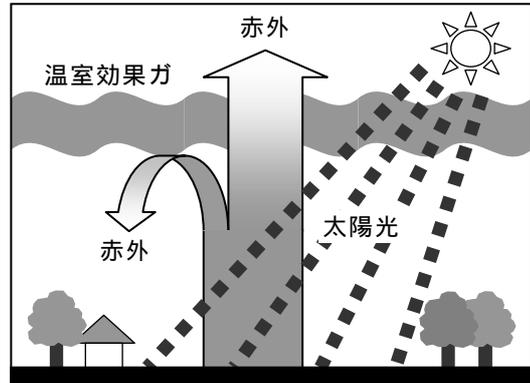
ハチドリのひとしずく

森が燃えていました
森の生きものたちは われ先にと逃げていきました
でもクリキンディという名のハチドリだけは
いったりきたり
くちばしで水のしずくを 一滴ずつ運んでは
火の上にと落ちていきました
動物たちがそれを見て
「そんなことをして いったい何になるんだ」
とって笑います
クリキンディはこう答えました
「私は、私にできることをしているだけ」

第1章 背景

1 . 地球温暖化問題（気候変動問題）

地球は太陽光線が地表面に届くことによって温められており、地表面は赤外線を宇宙に放って冷えていきます。熱のやりとりがこれだけならば、太陽光線がとぎれたとたんに気温が下がるはずですが、ところが大気中には地表面から放たれた赤外線を吸収する気体があり、大気を温める働きをしています。この働きを「温室効果」といい、温室効果をもたらす気体を「温室効果ガス」といいます。現在の地球の平均気温は約 14 ですが、温室効果がなければ地球の平均気温は-19 になるといわれています。地球は、温室効果と赤外線放射の適度なバランスで生物が生きていくために適した気温が維持されているのです。



しかし産業革命以降の人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上昇を続けています。温室効果ガスが増えると、大気中や地表にとどまる熱も多くなり、地球が温暖化してしまうのです。

2 . 急激に進む地球の温暖化

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によると、最近の 100 年間で地球の平均気温は約 0.7 上昇し、海面も 10～20 cm 上昇しました。この間、日本では約 1.0 度上昇しました。このまま温暖化が進むと、1990 年から 2100 年の間に最大で平均気温が 5.8 、海面は 88 cm 上昇すると予測されています。

これまでも、地球の気温の変動はありましたが、いずれも非常に長い期間をかけて起こる緩やかな変化でした。地球温暖化が最も深刻な問題とされるのは、過去 1 万年にも例を見ないスピードで、非常に短期間のうちに温暖化が進行しているためです。

3 . 地球温暖化の影響

地球温暖化により、生じる可能性のある影響は以下のようなものです。

世界全体で見ると、地域の平均気温が 3 度を超えて上昇すると、潜在的食料生産量は低下すると予測されています。

2080 年代までには、海面上昇により毎年洪水にさらされる人口が何百万人も増える。さらに熱帯低気圧の強度が増加し集中豪雨が増加する。

世界平均気温が産業革命前よりも 1.5～2.5 度以上高くなると、約 2～3 割の動植物の絶滅リスクが増加する。

熱帯性伝染病の危険地帯が増加するほか、栄養不足の乳幼児が 2050 年までに、気温上昇がない場合よりも 2,500 万人以上増える。

4 . 地球温暖化防止に向けた取組

1) 国際的な動き

平成 4 (1992) 年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。

平成 9 (1997) 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) では、我が国のリーダーシップの下、先進国の拘束力のある削減目標 (2008 年～2012 年の 5 年間で平成 2 (1990) 年に比べて日本 - 6 %、米国 - 7 %、EU - 8 % 等) を明確に規定した「京都議定書」が採択され、世界全体での温室効果ガス排出削減の大きな一歩を踏み出しました。

平成 21 (2009) 年のラクイラ・サミットでは、世界全体の温室効果ガス排出量を平成 62 (2050) 年までに少なくとも 50 % 削減するとの目標を再確認するとともに、この一部として我が国は、先進国全体として、50 年までに 80 % 又はそれ以上削減するとの目標を支持し、平成 62 (2050) 年までに自らの排出量を 80 % 削減することを目指しています。

また平成 22 (2010) 年 1 月には、全ての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提条件として、2020 年までに 1990 年比で 25 % 温室効果ガスを削減するという中期目標をコペンハーゲン合意に基づき国連気候変動枠組条約事務局に通報しています。

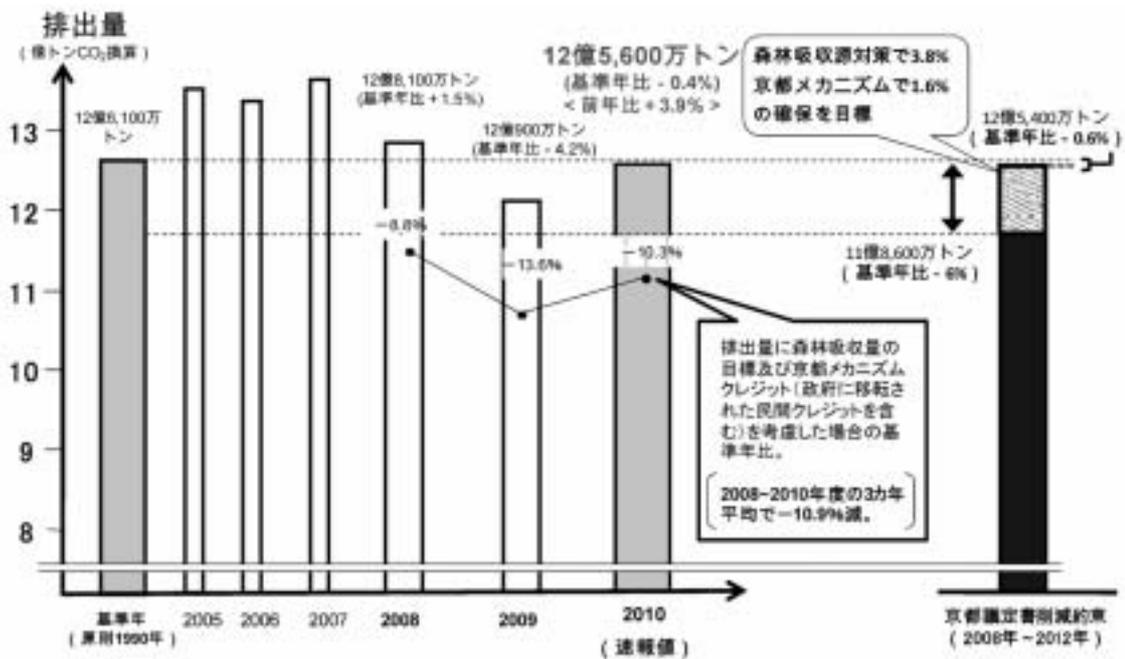
2) わが国の動向

平成 10 (1998) 年、京都議定書の採択を受け、まず第一歩として、地球温暖化防止を目的とする世界最初の法律である「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

平成 17 (2005) 年、京都議定書の発効を受け、- 6 %削減約束の確実な達成と地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減を目指す「京都議定書目標達成計画」(以下、「目達計画」という。)が閣議決定されました。

我が国の温室効果ガスの総排出量(CO₂換算)は、平成 19(2007)年度で 13 億 7,400 万トンであり、京都議定書の基準年(1990 年)の 12 億 6,100 万トンと比べると、9 %増加しています。

京都議定書の第一約束期間が始まった平成 20 (2008) 年度以降については、平成 20 (2008) 年度から平成 21 (2009) 年度にかけて連続して前年度よりも減少したものの、平成 22 (2010) 年度には再び増加し、基準年比 -0.4 %になっています。



資料；環境省

図 1.1 我が国の温室効果ガスの排出量(2010 年速報値)

第2章 計画の基本的事項

1. 目的

本市の事務及び事業にともなって排出される温室効果ガスについて、その排出を抑制することによって地球温暖化対策の推進を図るとともに、ひとつの事業者、消費者としての立場から率先して環境に配慮した行動をとることによって「エコオフィス(環境にやさしい職場)」づくりをめざします。

2. 計画の位置付けと名称

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温暖化対策法」という。)第20条の3第1項及び第2項の規定に基づく「地方公共団体実行計画」です。

この計画の名称は「大牟田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「実行計画」という。)とし、通称を「エコオフィスおおむた21(2012~2021)」とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号) 抄

最終改正：平成23年6月24日法律第74号

(地方公共団体実行計画等)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- (1) 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- (2) その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- (3) 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- (4) その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

3 . 計画の期間と基準年

計画の期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間とします。ただし、環境や社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直しを図るものとします。

また、実行計画において、基準とする年は、平成 21 年度（2009 年度）とします。

4 . 計画の対象範囲

1) 対象とする事務・事業

庁舎内におけるものだけでなく、廃棄物処理、水道、下水道、公立学校等を含む、本市の全ての事務及び事業を対象とします。また、外部への委託、指定管理者制度等により実施するものも可能な限り対象とします。

ただし、地方独立行政法人、一部事務組合、土地開発公社等の地方公社の事務及び事業は対象外とします。

2) 対象とする組織、施設等

対象とする組織は、市長部局（消防本部を含む）、教育委員会及び企業局とします。ただし、議会事務局、監査委員、農業委員会等の各委員会等は便宜上市長部局に含めて扱うものとします。

対象とする施設等は、対象とする組織がその事務及び事業のために使用する全ての施設・公用車等とします。ただし、市営住宅等住居として使用される施設は対象外とします。また、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づく定期報告の対象施設との整合性をとることとし、各組織とも毎年度対象施設の見直しを行うものとします。

表 2-1 計画の対象範囲

対象とする組織	対象とする施設・公用車等	対象外となる組織・施設等
市長部局	各庁舎・施設、公園、墓地など。 原則として、指定管理者制度適用施設も含む。 消防施設も含む。	・道路の街路灯 ・市営住宅など、住居用の施設 ・地方独立行政法人大牟田市立病院、大牟田・荒尾清掃施設組合、大牟田市土地開発公社、が使用する施設等
教育委員会	各庁舎・施設、各学校、各地区公民館、公園など。 原則として、指定管理者制度適用施設も含む。	
企業局	各庁舎・施設、排水機場など。 原則として、業務委託・指定管理者制度適用施設も含む。	
市議会事務局及び各委員会	便宜上、市長部局に含めて扱う。	

対象とする施設・公用車等は、毎年見直しを行うものとする。

5 . 対象とする温室効果ガスとその算定方法

1) 対象とする温室効果ガス

温暖化対策法第 2 条第 3 項では、6 種類の物質が温室効果ガスとして定められています。

実行計画で対象とする温室効果ガスは、このうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの 4 種類の物質とします。本市の事務及び事業にともなう排出量の把握が困難であるパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は対象外とします。

表 2-2 温室効果ガス

	物 質	主 な 発 生 源
対 象	二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼
	メタン (CH ₄)	化石燃料の不完全燃焼
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼 廃棄物の焼却
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアコンや冷蔵庫の冷媒
対 象 外	パーフルオロカーボン (PFC)	アルミニウムの生産 半導体の製造
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	絶縁ガスとして用いられている変圧器などの 電気機械器具からの漏洩

2) 温室効果ガス排出量の算定

実行計画で温室効果ガスの排出量を算定するために把握する項目は、以下の項目とします。

市の事務及び事業に伴う可燃ごみの排出量は、温室効果ガスの算定の対照ではありません。これは、一般廃棄物（可燃ごみ）の RDF 化は一部事務組合の事業であり、RDF の焼却処理等は大牟田リサイクル発電(株)の事業であり、市の事務及び事業としては一般廃棄物（可燃ごみ）の焼却や直接埋立処分を行っていないた

めです。

表 2-3 温室効果ガス算定項目

物 質	算定根拠とする項目	物 質	算定根拠とする項目
二酸化炭素	A 重油	一酸化二窒素	A 重油
	軽油		軽油
	灯油		灯油
	ガソリン		L P G
	L P G		都市ガス
	都市ガス		自動車の走行距離
	電気		下水・し尿の処理量
メタン	灯油	ハイドロフルオロカーボン	浄化槽対象処理人員
	L P G		自動車使用台数
	都市ガス		
	自動車の走行距離		
	下水・し尿処理量		
	浄化槽対象処理人員		

なお、化石燃料（A 重油、軽油、灯油、ガソリン、L P G、都市ガス）の使用については、以下に示す用途別に分けて把握することとします。

表 2-4 化石燃料の用途別分類

燃 料 の 用 途
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の燃料として使用 ・ 船舶の燃料として使用 ・ 定置式のディーゼル機関の燃料として使用 ・ 定置式のガス機関またはガソリン機関の燃料として使用 ・ ストープ、湯沸器・給湯器、こんろ等家庭用機器の燃料として使用

6 . 温室効果ガス以外の項目

実行計画では、ひとつの事業者、消費者として率先して環境に配慮した行動をとることによって「エコオフィス（環境にやさしい職場）」づくりをめざす観点から、以下の項目についても把握し、削減に努めます。

表 2-5 温室効果ガス以外の項目

項 目	把握方法
廃棄物	可燃ごみ袋の購入量として把握し、削減に努めます。
コピー用紙使用量	コピー用紙（再生紙）とコピー用紙（非再生紙）の購入量として把握し、総量の削減と再生紙の比率増に努めます。
水道使用量	水道使用量として把握し、削減に努めます。

1) 廃棄物

可燃ごみの排出量は、本市の温室効果ガス算定の対象ではありませんが、一般廃棄物の減量化・資源化対策は本市の重点施策となっています。

また、廃棄物の減量は、廃棄物処理に伴い生ずる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減につながります。

2) コピー用紙使用量

紙使用量の削減は、温室効果ガスの排出抑制対策として直接的な効果はありませんが、使用量の削減は製造量の削減をとおして間接的な効果が期待されます。

また、再生紙の使用比率を上げ、バージンパルプの使用量を相対的に削減することで、森林資源の保全効果も期待されます。

3) 水道使用量

水道使用量の削減は、温室効果ガスの排出抑制対策として直接的な効果はありませんが、下水処理場などによる汚水の処理量の削減をとおして間接的な効果が期待されます。

また、独自の水道水源に乏しい本市は節水意識のひろがりも重要です。

第3章 市の現況

1. 温室効果ガスの排出状況

1) 温室効果ガスの排出割合

平成21年度の、対象範囲における事務及び事業にともない排出された温室効果ガスの排出量は表3-1のとおりでした。なお、温室効果ガスは種類により温暖化に影響する度合いが異なるため、物質ごとに地球温暖化係数を掛けて、二酸化炭素に換算した排出量として算定しました。

表3-1 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算値）（平成21年度）単位：kg-CO₂

温室効果ガス	全 体	市長部局	教育委員会	企業局	地球温暖化係数
二酸化炭素	11,101,977 (93.1)	5,168,388 (96.1)	2,591,893 (95.1)	3,341,697 (87.4)	1
メタン	364,647 (3.1)	143,951 (2.7)	90,078 (3.3)	130,617 (3.4)	21
一酸化二窒素	459,225 (3.8)	64,095 (1.2)	42,636 (1.6)	352,494 (9.2)	310
ハイドロフルオロカーボン	2,847 (0.0)	2,275 (0.0)	169 (0.0)	403 (0.0)	1300
総排出量	11,928,696	5,378,710 [45.1]	2,724,777 [22.8]	3,825,210 [32.1]	

丸括弧()内は、各部局ごとの総排出量に占める割合(%)

角括弧[]内は、総排出量に占める各部局等の割合(%)

地球温暖化係数とは、二酸化炭素を1としたときの、その他の物質の単位重量当りの温室効果の強さを示す係数。

小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合がある。

二酸化炭素に換算した温室効果ガスは、全体で約12百万kg-CO₂排出されています。このうち半数近くを市長部局が占めています。

温室効果ガスの種類ごとに見ると、各部局とも8割以上は二酸化炭素です。企業局の一酸化二窒素の排出比率は、他の部局と比べ高い比率となっています。

本市における二酸化炭素の主な発生源は施設等における電気の使用です。

メタン・一酸化二窒素の主な発生源は下水道終末処理施設・し尿処理施設・浄化槽などです。

ハイドロフルオロカーボンの主な発生源はカーエアコンです。ハイドロフルオロカーボンの発生量の比率は0.1%未満となっています。

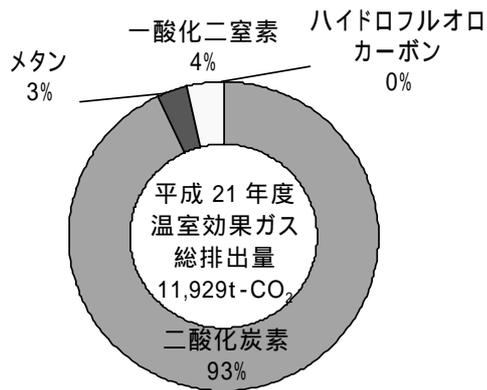


図 3-1 温室効果ガス排出量の比率

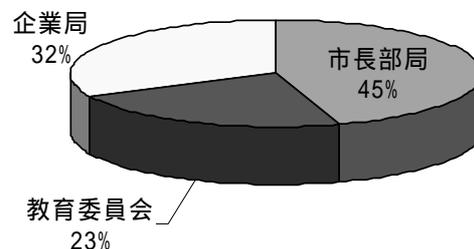


図 3-2 温室効果ガス排出量の部局別比率

2) 発生源別の排出割合

発生源別の温室効果ガス排出量は表 3-2 のとおりでした。

表 3-2 発生源別の排出割合 (二酸化炭素換算値) (平成 21 年度) 単位: kg-CO₂

発 生 源	全 体	市長部局	教育委員会	企 業 局
電気	8,783,875 (73.6)	3,429,228 (63.8)	2,226,438 (81.7)	3,128,210 (81.8)
A 重油	840,868 (7.0)	684,140 (12.7)	0 (0.0)	156,728 (4.1)
灯油	579,321 (4.9)	461,386 (8.6)	117,934 (4.3)	0 (0.0)
1 3 A (都市ガス)	150,491 (1.3)	15,665 (0.3)	123,554 (4.5)	11,273 (0.3)
LPG	279,462 (2.3)	161,122 (3.0)	118,082 (4.3)	258 (0.0)
下水道終末処理場・し尿処理施設・浄化槽等	805,779 (6.8)	193,812 (3.6)	131,041 (4.8)	480,926 (12.6)
自動車・船舶等	488,901 (4.0)	433,357 (8.1)	7,728 (0.3)	47,815 (1.9)
うち、ガソリン	217,684 (1.8)	167,027 (3.1)	7,099 (0.3)	43,557 (1.1)
うち、軽油	255,624 (2.1)	252,750 (4.7)	0 (0.0)	2,874 (0.1)
うち、台数・走行距離	15,593 (0.1)	13,580 (0.3)	629 (0.0)	1,384 (0.0)

丸括弧 () 内は、各部局ごとの総排出量に占める割合 (%)

小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合がある。

全体で見ると、電気の使用にともなうものが7割を超えています。

市長部局は他部局よりも電気の割合が低くなっており、A重油や自動車・船舶等の比率が比較的高くなっています。

教育委員会及び企業局は、電気の割合が高く8割を超えています。

また企業局は、下水道終末処理施設に由来する排出量が比較的高く1割以上を占めています。

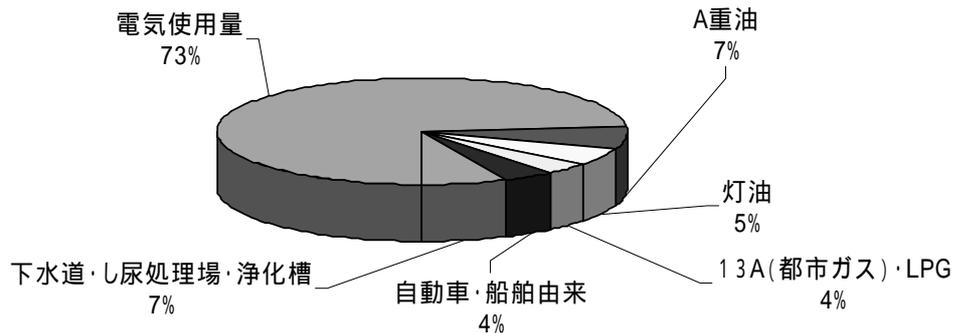


図 3-3 発生源別の排出割合 (平成 21 年度)

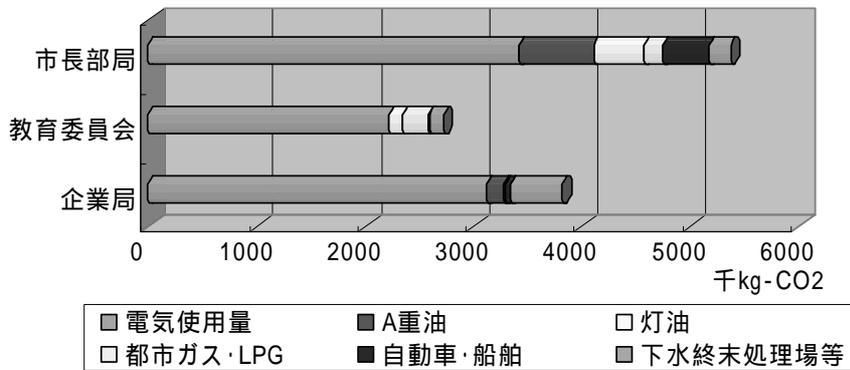


図 3-4 部局別の排出源内訳

2 . 温室効果ガス以外の項目

温室効果ガス排出量以外の項目については、平成 21 年度における対象範囲 (p5 , 表 2-1) 全体の実績がないため、本計画の実施初年度となる平成 24 年度の実績を基準とします。

ここでは、参考までに平成 14 年度から平成 23 年度の間に推進してきた「大牟田市地球温暖化対策実行計画(エコオフィスおおむた21)」平成 21 年度実績報告書の実績を引用します。

4 . 廃棄・リサイクル量及び水使用量の削減実績

温室効果ガスの排出量削減には、あまり影響はしないものなどを含め、その他のエコ行動についてまとめました。

水使用量以外の項目は、基準年を平成 1 4 年度として取組、いずれも著しく改善しました(表 1 2、1 3)。

表 1 2 - 1 廃棄・リサイクルの取組状況

	基準年	目標値 (- 6%)	H20年度	H21年度
可燃ごみ排出量(千kg)	72 (1 0 0)	-	27 (3 8)	27 (3 7)
うち、評価対象分	65 (1 0 0)	61 (9 4)	22 (3 4)	22 (3 4)
うち、病院・消防	7.7 (1 0 0)	-	5.1 (6 7)	4.7 (6 1)
北'-用紙使用量 (箱)	6,477 (1 0 0)	-	3,217 (5 0)	3,504 (5 4)
うち、評価対象分	5,927 (1 0 0)	5,571 (9 4)	2,280 (3 9)	2,520 (4 3)
うち、病院・消防	550 (1 0 0)	-	937 (1 7 0)	983 (1 7 9)

表 1 2 - 2 廃棄・リサイクルの取組状況

	基準年	目標値 (- 6%)	H20年度	H21年度
北'-用紙リサイクル率(%)	13	-	49	47
うち、評価対象分	11	100	67	63
うち、病院・消防	0	-	5.6	4.9
水使用量 (千m ³)	207 (1 0 0)	-	152 (7 3)	220 (1 0 7)
うち、評価対象分	117 (1 0 0)	110 (9 4)	83 (7 1)	69 (5 9)
うち、病院・消防	90 (1 0 0)	-	69 (7 7)	152 (1 6 9)

基準年は水使用量のみ平成 1 2 年度、その他の項目は平成 1 4 年度

可燃ごみは一袋 3 kg とした。

コピー用紙は一箱 2,500 枚入り。

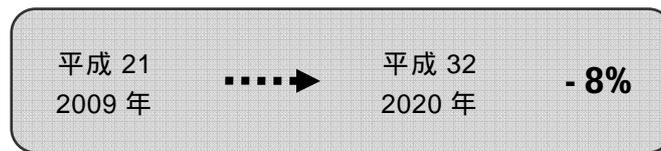
() 内は、基準年を 100 としたときの比率

小数点以下を四捨五入して表記しているため、基準年比率や合計が合わない場合がある。

第4章 取組の目標

1. 温室効果ガスの削減目標

平成 21 年度(2009 年度)を基準年として、平成 32 年度(2020 年度)における温室効果ガス総排出量の削減目標を 8%とします。



大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で本市は、平成 32 年度(2020 年度)までに、市域の温室効果ガス排出量を平成 19 年度比で 8%削減するという目標を掲げています。

ひとつの事業者、消費者として目標の達成に向けて率先して取り組むとの立場から、基準となる年度は異なるものの、温室効果ガス及びその他の項目ともに、平成 32 年度(2020 年度)までに 8%削減することを目標とします。

また、毎年の進行管理においては、おおむね年 0.8%ずつ削減していくことをめやすとして評価を行うこととします。

2. 項目ごとの目標

温室効果ガスの削減とエコオフィスの推進のための目標は以下のとおりとします。

この計画の取組期間は平成 33 年度(2021 年度)までですが、それぞれの目標は平成 32 年度(2020 年度)までに達成することをめざします。

表 4-1 取組項目ごとの目標

項目	評価方法	基準年	目標
温室効果ガス排出量	二酸化炭素換算値として評価	平成 21 年度 (2009 年度)	8%削減 100%に 近づける 8%削減
廃棄物排出量	事業所用燃えるごみ袋の購入量として評価	平成 24 年度 (2012 年度)	
コピー用紙使用量	コピー用紙(非再生紙及び再生紙)の購入量として評価		
再生紙使用率	コピー用紙購入量に占める再生紙の比率として評価		
水道使用量	上水道使用量として評価		

第5章 取組の内容

1. 温室効果ガスの排出を削減する取組

温室効果ガスの排出を削減するための取組は多岐にわたります。ここでは、電気製品・その他エネルギー使用機器における取組、公用車における取組、施設・設備における取組について、それぞれ導入（購入）時と使用時の配慮事項をまとめます。

1) 導入（購入）時の配慮

電気製品・その他エネルギー使用機器

国における「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たしている物品(グリーン購入適合品)を選ぶ。

機器の更新・買い替えに際して上記判断の基準が明らかでない場合は、従来品よりもエネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。

適正規模の機器を選ぶ。

公用車

低公害車を選ぶ。

上記によりがたい場合は、国における「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たしている車(グリーン購入適合品)またはトップランナー基準達成車を選ぶ。

公用車台数の見直しを行い、適正配置を推進する。

施設・設備関係

燃料設備を温室効果ガスの排出の少ないものに改修する

太陽光発電など自然エネルギーを導入する。

自然光を取り入れる工夫をする。

外気の流入・遮断が可能な建具の採用により建物の断熱性を向上させる。

複層ガラス、熱反射ガラスの採用により、窓の断熱性を向上させる。

コジェネレーションシステムの導入など、エネルギー利用の合理化を進める。

省エネルギー型照明機器の導入を進める。

省エネルギー型空調設備の導入を進める。

ピーク電力を抑制するシステムを導入する。

屋上緑化や、壁面緑化、グリーンカーテンなど緑化の推進と維持管理に努める。

2) 使用時の配慮

電気製品・その他エネルギー使用機器

照明機器管理

執務に支障がない範囲で、照明点灯箇所・本数を減らす。
照明機器は定期的に清掃する。
室内灯とデスクスタンド照明を使い分ける。
始業前、昼休み、退庁時の消灯を徹底する。
廊下、倉庫、更衣室、会議室など照明のこまめな消灯を徹底する。
ノー残業デーの定時退庁を徹底する。
定期的に執務室の照度を記録・把握するとともに過剰な照明を削減する。

空調機器管理

使用期間を設定し、それ以外の期間は使用しない。
フィルターの定期的な清掃を行う。
冷房時は設定温度 28 度以上、暖房時は室温 19 度以下で運転する。
クールビズやウォームビズを推進する。
ブラインドやカーテンを利用し、断熱する。
ノー残業デーの定時退庁を徹底する。
エアコンと石油ストーブを併用しない。
空調設定温度と室温を定期的に記録・把握し、過剰運転をしない。

その他のエネルギー使用機器

石油ストーブを使用するときは、定期的に室温を記録・把握し、過剰暖房をしない。
階段を利用し、エレベーターの利用を控える。
施設内でコーヒーメーカー、電気ポット等を使わない。
退庁時は給湯器の種火を消す。

公用車

集中管理車などは、低公害車・低燃費車を優先的に利用する。
エコドライブを徹底する。
無駄な荷物を積載したまま運転しない。
タイヤ空気圧・磨耗状態等の日常点検を徹底する。
定期点検を徹底する。
公用自転車の利用を推進する。
走行距離、給油量など公用車の使用状況を記録・把握し、適正な管理を行う。

2 . 廃棄物排出量を削減する取組

1) 計画の進行管理のための取組

事業所用燃えるごみ袋の購入量と在庫量を記録・把握し、適正に管理する。

2) 普段の行動における取組

資源物の分別保管場所を設置する。

3) 物品購入における配慮

エコマークやグリーンマークなど環境ラベルの付いた製品を選ぶ

長期使用が可能な製品を選ぶ。

再利用が可能な製品を選ぶ。

文具・事務機器等は、詰め替え可能な製品を選び、詰め替えて長期間使用する。

3 . コピー用紙使用量を削減し、再生紙の比率を高める取組

1) 計画の進行管理のための取組

コピー用紙の購入量と在庫量を記録・把握し、適正に管理する。

2) 普段の行動における取組

添付資料を見直す。

プロジェクター等を活用する。

電子メール、庁内 LAN、電子回覧・電子掲示板を活用する。

両面印刷・コピー、縮小印刷・コピー、裏面コピーを活用する。

使用済み封筒を再利用する。

使用量を記録・把握し、適正に管理する。

3) 物品購入における配慮

国における「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たしている物品(グリーン購入適合品)を選ぶ。

4 . 水道使用量を削減する取組

1) 計画の進行管理のための取組

水道使用量を記録・把握し、適正に管理する。

2) 普段の行動における取組

トイレ洗浄用水を無駄に使用しない。

給湯室での食器洗いや洗車時は溜め置き洗いをする。

手洗いや洗顔、歯磨き時は、蛇口をこまめに閉める。

3) 施設等の管理における取組

蛇口の水漏れ点検を徹底する。

雨水貯留槽を設置するなど、雨水の利用を進める。

5 . その他 エコオフィスを推進する取組

1) 物品購入における配慮

国における「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たしている製品(グリーン購入適合品)を選ぶ。

エコマーク、グリーンマーク、ツリーフリーマーク、非木材紙マークなどの環境ラベルがある製品を選ぶ。

再生紙が使用されている製品を選ぶ。

間伐材等の木材から作られた製品を選ぶ。

再生プラスチックから作られた製品を選ぶ。

第6章 推進体制と進行管理

実行計画を着実に推進していくためには、全職員が自主的に取り組む職場環境となるような仕組みづくりが必要です。

1. 推進体制

1) 組織の整備

実行計画を推進するための組織として、「大牟田市地球温暖化対策実行計画推進本部」(以下「推進本部」という。)と「大牟田市地球温暖化対策実行計画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置します。

また、各職場における実行計画の周知と推進を図るため「大牟田市地球温暖化対策実行計画推進責任者」(以下「推進責任者」という。) 「大牟田市地球温暖化対策実行計画推進員」(以下「推進員」という。)を置きます。

(1) 推進本部

環境部長を本部長とする部局長級の組織。 実行計画の策定を行う。各課等に取組実施の具体的な指示を行う。また、総合的な取組状況の結果について評価を行うとともに、推進委員会に対し計画内容の見直し等を指示する。通称、エコオフィス推進本部。

(2) 推進委員会

環境総務課長を委員長とする総務課長級の組織。 実行計画案の検討、作成を行う。また、取組状況の総点検を行い推進本部に報告する。推進本部の指示に基づき、計画内容の見直し等を検討する。通称、エコオフィス推進委員会。

(3) 推進責任者

各課の課長等。 以下に示す事項を所掌し、各職場で中心となって実行計画を推進する。通称、エコオフィス推進責任者。

- ・ 取組項目の職員への周知と推進を行う。
- ・ 取組状況報告書の点検を行い、事務局に提出する。

(4) 推進員

各課の主査等。 推進責任者を補佐し、日常の取組状況の点検及び報告書の作成等を行う。推進員は推進責任者が職員の中から指名する。

(5) 事務局

環境保全課。 推進本部、推進委員会、推進責任者と連携・調整を図り、計画推進のための事務を処理する。

2) エネルギー管理組織との連携

省エネ法では、エネルギーの使用の合理化を推進するための組織（エネルギー管理組織）の整備が求められています。エネルギーの使用の合理化は、温暖化対策の観点からも重要であり、実行計画を推進するための組織とエネルギー管理組織は互いに連携していくこととします。

具体的には、大牟田市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱第5条第2項の規定に基づき、推進本部においてはエネルギー管理統括者の意見を聴くとともに、推進委員会においてはエネルギー管理企画推進者の意見を聴くこととします。

また、これらのエネルギー管理組織はエネルギーの使用の合理化を推進するため、推進委員会等における決定を経て、必要な措置を直接推進責任者に求めることができることとします。

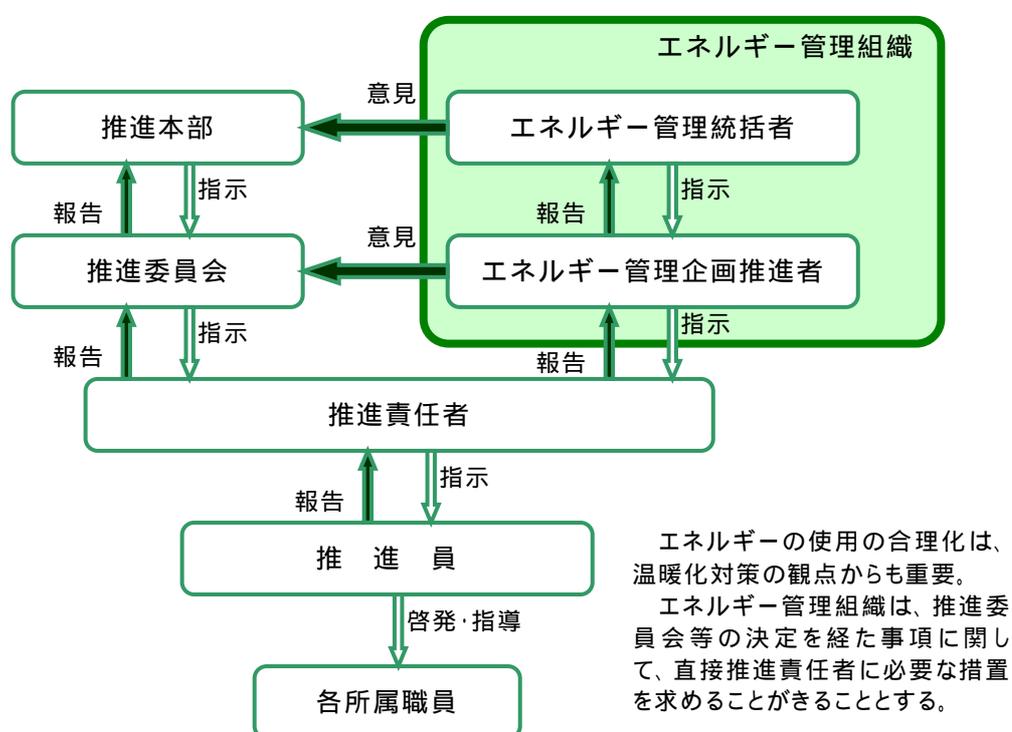


図 6-1 エネルギー管理組織との連携

大牟田市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱(平成13年12月28日施行) 抄

最終改正：平成23年4月1日

(会議)

第5条 (中略)

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(大牟田市地球温暖化対策実行計画推進委員会)

第6条 推進本部に推進本部の任務に係る具体的な事項について研究又は検討をし、及び実行計画による具体的な措置の推進を図るため、大牟田市地球温暖化対策実行計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(中略)

5 委員会の運営等については、推進本部会議の例による。

2 . 進行管理

実行計画の目標を確実に達成するためには、取組状況の点検と評価が必要です。

1) 進捗状況の把握

実行計画では、以下の体制によって、温室効果ガス排出量及び廃棄物排出量等について、毎年集計し、達成状況を評価し、必要な措置をとることとします。

2) 取組状況の評価

実行計画では、以下の体制によって、目標達成に向けた進捗状況と取組の実施状況を点検し、公表します。

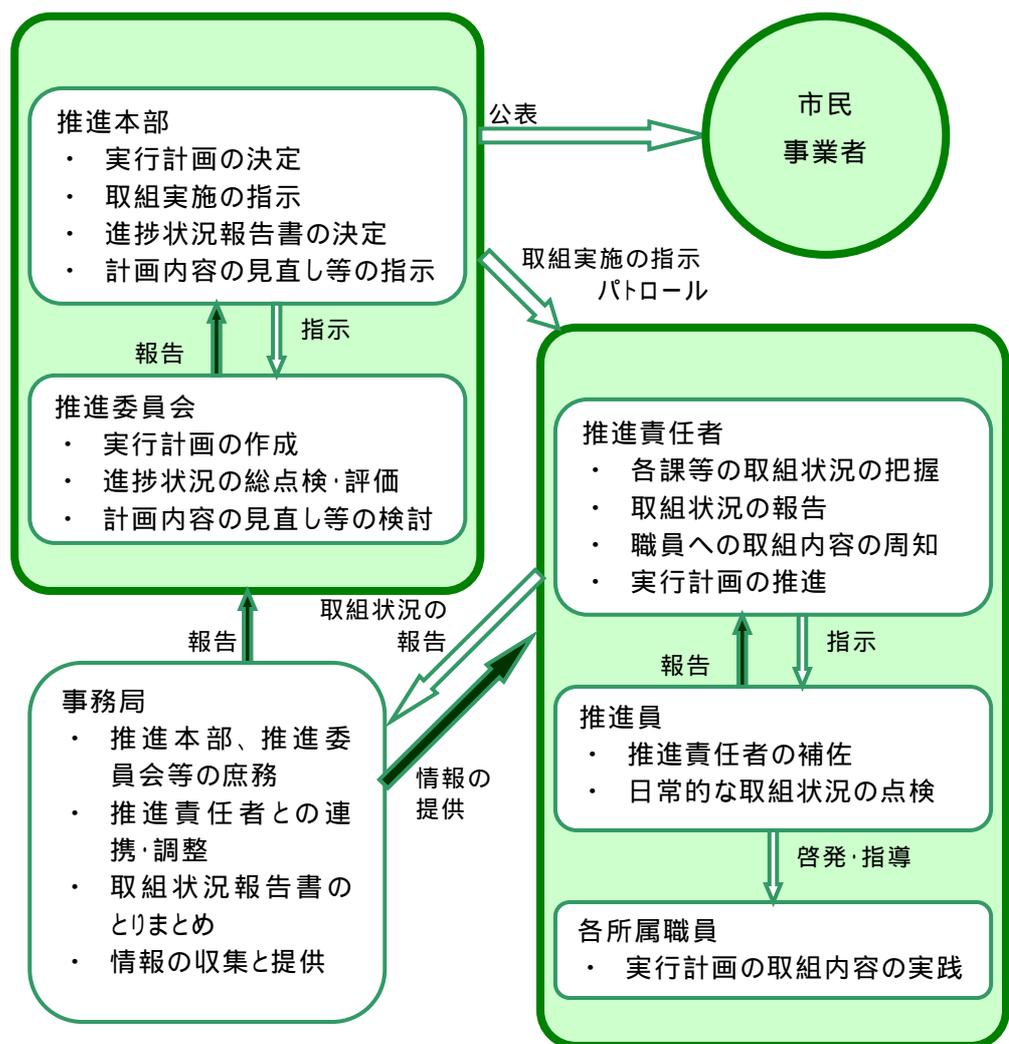


図 6-1 実行計画の推進・進行管理体制

3 . 研修等

1) 職員研修

・ 推進員研修

各職場の代表責任者である「推進責任者」と各職場で中心となって実行計画を推進する役割を持つ「推進員」へ、計画の内容と求められる役割について認識を深めてもらうことを目的とする研修をおこないます。

・ 一般研修

職員を対象として、実行計画の内容について理解を深めることを目的とし、職員研修所と連携し研修を行います。

・ 新規採用職員研修

新規採用職員を対象として職員研修所と連携し、地球環境問題に対する認識や本計画の重要性など、環境問題の基本的な研修を行います。

2) 情報の提供

実行計画を全庁的に展開し着実に推進していくには、職員の地球温暖化防止対策への理解が重要です。

庁内 LAN を活用し、現在の実行計画の進捗状況などのほか、国内外の最新の情報などについて情報を発信し、取組への意識の向上を図ります。

3) パトロール

日常業務における実行計画の取組状況を把握するため、各職場のパトロールを行います。パトロールの結果を取組状況の改善へ活かし、職場の意識向上をはかります。

4 . 公表

実行計画及び実行計画の進捗状況は、「おおむたの環境」、「広報おおむた」、本市 HP 等を通して公表します。

大牟田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
エコオフィスおおむた 2 1（2012～2021）

資料編

-
- 1．対象組織一覧
 - 2．対象施設一覧
 - 3．対象公用車一覧
 - 4．本計画における排出係数
-

資料編 1 対象組織一覧

基準年となる平成 21 年度の対象組織は以下のとおり。温室効果ガス以外の項目及び公用車・船舶等の燃料（ガソリン・軽油）はこれらの組織での使用量を対象とする。

表 1 - 1 対象組織（平成 21 年 4 月現在）

部	課(室)	出先名称	庁舎	フロア	人数
	会計課		本庁(旧館)	1F	9
企画 総務部	総務課		本庁(旧館)	3F	12
		情報公開センター	本庁(旧館)	2F	総務課に含む
		管財担当	本庁(旧館)	4F	19
	総合政策課		本庁(旧館)	4F	13
		行財政改革推進室	本庁(旧館)	4F	4
	秘書広報課	広報担当	本庁(旧館)	3F	4
		秘書担当	本庁(旧館)	3F	7
	財政課		本庁(旧館)	4F	6
	人事課		本庁(旧館)	3F	11
	職員厚生課		職員会館	2F	10
	情報化推進室		北別館	2F	7
	人材育成推進室		本庁(旧館)	3F	人事課に含む
	男女共同参画推進室		中央地区公民館	1F	3
	市民協働推進室		本庁(旧館)	4F	4
	契約検査室		本庁(新館-東側)	3F	16
市民部	市民生活課		本庁(旧館)	2F	14
	市民課		本庁(旧館)	2F	34
	税務課		本庁(新館-北側)	2F	46
	納税課		本庁(旧館)	2F	22
	保険年金課		本庁(旧館)	2F	47
	定額給付金対策室		本庁(旧館)	1F	10
産業 経済部	産業経済総務課		本庁(新館-北側)	3F	16
	産業振興課		北別館	4F	16
	商業観光課		本庁(新館-北側)	3F	産業経済総務課に含む
		石炭産業科学館*	石炭産業科学館	B1	6
	農林水産課		本庁(新館-東側)	3F	17
	中心市街地活性化推進室		本庁(旧館)	3F	3
	三池港・みなと振興室		本庁(旧館)	4F	6

* 組織名称及び所在地（フロア・階数）は平成 21 年 4 月現在。

* 人数は、各課等の自己申告による（臨時職員・嘱託職員等を含む）。

表1 - 2 対象組織（平成21年4月現在）つづき

部	課(室)	出先名称	庁舎	フロア	人数
都市整備部	都市総務課		本庁(新館-東側)	4F	8
	都市計画・公園課		本庁(新館-東側)	4F	15
	有明海沿岸道路・新幹線建設推進課		本庁(新館-東側)	4F	都市計画・公園課に含む
	市街地整備課		企業局庁舎	4F	8
	土木建設課		本庁(新館-北側)	4F	43
	土木管理課		本庁(新館-北側)	4F	土木管理課に含む
	建築住宅課		企業局庁舎	4F	23
	建築指導課		企業局庁舎	4F	12
	安心安全課		本庁(新館-北側)	3F	9
環境部	環境総務課		南別館	1F	17
	環境保全課		南別館	2F	17
	環境業務課	計画担当	南別館	1F	7
		リサイクルプラザ*	リサイクルプラザ	1F	9
		東部環境センター*	東部環境センター	1F	20
		業務第1担当	第一清掃事務所	1F	68
		業務第2担当	第二清掃事務所	1F	53
	廃棄物対策課		南別館	1F	12
	ごみ減量対策室		南別館	1F	環境総務課に含む
保健福祉部	保健福祉総務課		保健所	3F	18
	長寿社会推進課		本庁(旧館)	1F	64
	児童家庭課		本庁(新館-東側)	2F	28
		天領保育所	天領保育所	1F	17
		歴木保育所	歴木保育所	1F	17
	福祉課		本庁(新館-東側)	1F	21
	保護課		本庁(新館-北側)	1F	53
	健康対策課		保健所	4F	24.5
	生活衛生課		保健所	3F	13
		検査担当	保健所	2F	4
		動物管理センター	動物管理センター	1F	4
	葬斎場	葬斎場	1F	6	
人権・同和政策課		延命庁舎	1F	人権同和教育課に同じ	

* 組織名称及び所在地（フロア・階数）は平成21年4月現在。

* 人数は、各課等の自己申告による（臨時職員・嘱託職員等を含む）。

表1 - 3 対象組織（平成21年4月現在）つづき

部	課(室)	出先名称	庁舎	フロア	人数
企業局	企業局総務課		企業局庁舎	2F	116
	経営企画課		企業局庁舎	2F	企業局総務課に含む
	計画・一元化推進室		企業局庁舎	2F	企業局総務課に含む
	上水道工務課		企業局庁舎	2F	企業局総務課に含む
		水源センター	大島水源センター	2F	企業局総務課に含む
	下水道建設課		企業局庁舎	2F	20
	下水道施設課	南部浄化センター	南部浄化センター	1F	56
		北部浄化センター	北部浄化センター	1F	下水道施設課に含む
		浜田町ポンプ場	浜田町ポンプ場	2F	下水道施設課に含む
	水質管理課	上水道水質試験室	宮原水質試験室	1F	下水道施設課に含む
教育委員会	教育総務課		本庁(旧館)	4F	39
	学務課	給食担当*	延命庁舎	1F	5
	生涯学習課	*	延命庁舎	1F	12
		フレンズピアおおむた	フレンズピアおおむた	1F	17
		少年センター	フレンズピアおおむた	1F	フレンズピアおおむたに含む
		中央地区公民館	中央地区公民館	4F	7
		三川地区公民館	三川地区公民館	1F	4
		勝立地区公民館	勝立地区公民館	1F	4
		三池地区公民館	三池地区公民館	1F	4
		吉野地区公民館	吉野地区公民館	1F	4
		手鎌地区公民館	手鎌地区公民館	1F	0
		駿馬地区公民館	駿馬地区公民館	1F	4
		人権・同和教育課*	延命庁舎	1F	5
		文化・スポーツ課*	延命庁舎	1F	13
	指導室	本庁(旧館)	4F	教育総務課に含む	
その他	市議会事務局		北別館	3F	10
	職員組合		南別館	2F	6
	監査委員事務局		北別館	4F	5
	選挙管理委員会・公平委員会事務局		北別館	2F	5
	農業委員会事務局		本庁(新館-東側)	3F	4
消防	消防総務課		消防本部	2F	136

* 組織名称及び所在地（フロア・階数）は平成21年4月現在。

* 人数は、各課等の自己申告による（臨時職員・嘱託職員等を含む）。

基準年となる平成 21 年度の対象施設は以下のとおり。温室効果ガスの算定のための項目である電気、重油、軽油（公用車・船舶等以外で使用されるもの）、灯油、LPG、都市ガス（13A）の使用量（または購入量）は、これらの施設でのものを対象とする。

表 2 市長部局における対象施設（平成 22 年 4 月現在）

企画総務部	都市整備部	大浦谷ごみ埋立地(種別51)
本館	諏訪公園	測定局8局
職員会館	黒崎公園	新開クリーンセンターテント倉庫
北別館	手織北町公園	大正町公衆トイレ
南別館	大牟田川公園	築町公衆トイレ他
東別館	延命公園	不法投棄防止監視カメラ
原山倉庫	平野山団地内緑地	保健福祉部
立体駐車場	深倉公園	保健所
臨時駐車場	勝立団地第一公園	天領保育所
ネブルランド(事務室)	黒崎団地第一公園	歴木保育所
産業経済部	八社公園	動物管理センター
石炭産業科学館	中友公園	葬斎場
動物園(高圧)	明治遊園	老人福祉センター
動物園(低圧)	甘木公園	母子生活支援施設
エコサクセンター	櫛野公園墓地	サソビリティーズおおむた
花ぶらす	正山公園	労働福祉会館
花ぶらす(現地事務所)	宮浦公園	大牟田ハイツ
観光プラザ	龍湖瀬第一公園	高齢者生きがい創造センター
テクノパークポンプ(計10台)	三池公園	学童保育所 ²
排水浄化施設	若宮墓地	保健所
マンホールポンプ(7.5kw×3台)	白銀川調整池公園	天領保育所
マンホールポンプ(5.5kw×2台)	鳥塚公園	歴木保育所
大牟田排水機場 (排水防除施設)(その1)	勝立団地第二公園	動物管理センター
大牟田排水機場 (排水防除施設)(その2)	明治第一公園	葬斎場
大牟田排水機場 (排水防除施設)(その3)	四箇新町ふれあい公園	老人福祉センター(低圧)
池田堰(その1)	小浜南団地中央公園	老人福祉センター(従来電灯)
池田堰(その2)	たくま公園	母子生活支援施設
手織新川堰(その1)	原の前公園	大牟田ハイツ(自販機)
手織新川堰(その2)	諏訪川 河畔公園	大牟田ハイツ(防犯灯)
北大道堰(その1)	西口自転車等駐車場	大牟田ハイツ(テニス更衣室)
北大道堰(その2)	東口駐車場	大牟田ハイツ(水道施設電灯)
北大道堰(その3)	東口自転車等駐車場	大牟田ハイツ(水道施設ポンプ)
坂井出堰(その4)	環境部	学童保育所 ²
坂井出堰(その5)	第一清掃事務所	小浜集会所
坂井出堰(その6)	第二清掃事務所	消防本部
三つ割堰ポンプ施設(その1)	リサイクルプラザ	消防本部
三つ割堰ポンプ施設(その2)	東部環境センター	吉野出張所
水産センター	東部環境センターポンプ場	明治出張所
レマン跡	北部中継所	勝立出張所
	大浦谷ごみ埋立地(種別31)	

表3 教育委員会における対象施設（平成22年4月現在）

駿馬南小	橘中	勝立中照明
駿馬北小	甘木中	甘木中外灯
笹原小	特別支援学校	勝立中外灯
天道小	延命庁舎	橘中外灯
玉川小	フレンズピア	特別支援アンテナ用
上官小	中央地区公民館	支援センター外灯
大牟田小	三川地区公民館	緑地公園外灯
大正小	勝立地区公民館	緑地公園外灯
中友小	吉野地区公民館	緑地公園外灯
明治小	三池地区公民館	緑地公園外灯
白川小	手鎌地区公民館	緑地公園外灯
平原小	駿馬地区公民館	勝立外灯
高取小	三里保安灯	三池外灯
三池小	特別支援低圧	駿馬外灯
羽山台小	萩尾古墳	三川ブースター
銀水小	三池郷土館	吉野外灯
上内小	緑地公園管理棟	文化会館駐車場
吉野小	緑地公園管理棟	武道場
倉永小	平原小ブースタ	記念グラウンド夜間照明
手鎌小	高取小外灯	記念グラウンド管理棟
船津中	平原小外灯	記念グラウンド管理棟
右京中	上官小外灯	延命プール
米生中	倉永小外灯	延命プール
勝立中	上官小外灯	文化会館ブースタ
延命中	倉永小外灯	記念グラウンド放送
松原中	倉永小外灯	体育館外灯
白光中	倉永小外灯	体育館外灯
歴木中	田隈中ブースター	体育館外灯
田隈中	甘木中TV	記念グラウンド外灯

表4 企業局における対象施設（平成22年4月現在）

下水道施設	北部浄化センター	上水道施設	四ツ山系	清里総合ポンプ場(高圧)
下水道施設	南部浄化センター	上水道施設	四ツ山系	第1源井
下水道施設	浜田町ポンプ場	上水道施設	四ツ山系	第2源井
下水道施設	明治ポンプ場	上水道施設	四ツ山系	第3源井
下水道施設	三川ポンプ場	上水道施設	四ツ山系	第6・7源井
下水道施設	浜町排水アンダーパス	上水道施設	四ツ山系	第9源井
下水道施設	船津ポンプ場(電灯31)	上水道施設	四ツ山系	水源センター(高圧)
下水道施設	船津ポンプ場(動力51)	上水道施設	四ツ山系	四ツ山第1配水池
下水道施設	上町下水道	上水道施設	四ツ山系	四ツ山第2配水池
下水道施設	小浜町下水道	上水道施設	四ツ山系	天領水質モニター
下水道施設	明治ポンプ場	上水道施設	延命系	延命ポンプ場(高圧)
下水道施設	大黒町ポンプ	上水道施設	延命系	延命配水池
下水道施設	小川町外灯	上水道施設	延命系	銀水水質モニター
下水道施設	泉町マンホールポンプ(その1)	上水道施設	勝立系	勝立ポンプ場(高圧)
下水道施設	泉町マンホールポンプ(その2)	上水道施設	勝立系	勝立配水池
下水道施設	通町幹線	上水道施設	勝立系	流量計ピット
下水道施設	諏訪ポンプ場	上水道施設	勝立系	東谷配水池
下水道施設	諏訪雨水管渠	上水道施設	勝立系	今山減圧弁
下水道施設	駿馬調整地ポンプ場(動力31)	上水道施設	勝立系	笹原水質モニター
下水道施設	駿馬調整地ポンプ場(電灯31)	上水道施設	甘木系	甘木配水池
下水道施設	日出町3丁目マンホールポンプ	上水道施設	甘木系	白川流調局
下水道施設	大黒町2丁目マンホールポンプ	上水道施設	甘木系	唐船流調局
下水道施設	くぬぎマンホールポンプ(51)	上水道施設	甘木系	BC区圧力局
下水道施設	岬1号マンホールポンプ(動力51)	上水道施設	甘木系	黒崎加圧ポンプ場
下水道施設	岬1号マンホールポンプ(電灯31)	上水道施設	甘木系	稲荷山ポンプ場
下水道施設	唐船1号マンホールポンプ(動力51)	上水道施設	甘木系	稲荷山配水池
下水道施設	唐船1号マンホールポンプ(電灯31)	上水道施設	甘木系	四箇ポンプ場
下水道施設	手鎌1号マンホールポンプ(動力51)	上水道施設	甘木系	四箇配水池
下水道施設	手鎌1号マンホールポンプ(電灯31)	上水道施設	甘木系	中尾水質モニター
下水道施設	大黒町3丁目マンホールポンプ(動力51)	上水道施設	甘木系	湯谷水質モニター
下水道施設	大黒町3丁目マンホールポンプ(電灯31)			
下水道施設	手鎌0号(0302900)マンホールポンプ(動力51)			
下水道施設	手鎌3号マンホールポンプ(電灯31)			

基準年となる平成 21 年度の対象公用車は合計 219 台ありました。このほか、船舶（船外機）が 2 台ありました。

表 5 公用車台数及び総走行距離一覧（平成 22 年 4 月現在）

燃料	車種	全体		市長部局		教育委員会		企業局	
		台数	年間走行距離 (km)	台数 (台)	年間走行距離 (km)	台数 (台)	年間走行距離 (km)	台数 (台)	年間走行距離 (km)
ガソリン	軽特種用途車	4	28,497	4	28,497				
	軽貨物車	86	666,197	61	519,414	10	44,229	15	102,554
	軽乗用車	19	137,983	12	88,483	3	21,098	4	28,402
	バス	0	0	0	0				
	小型貨物車	15	68,715	7	64,932			8	3,783
	小型乗用車	4	35,820	4	35,820				
	特種用途車	8	64,706	8	64,706				
	普通貨物車	0	0	0	0				
	普通乗用車	3	24,891	3	24,891				
	小計	139	1,026,809	99	826,743	13	65,327	27	134,739
軽油	バス	4	28,744	4	28,744				
	小型貨物車	5	16,713	2	8,401			3	8,312
	小型乗用車	0	0	0	0				
	特種用途車	59	539,462	59	539,462				
	普通貨物車	10	51,887	9	51,487			1	400
	普通乗用車	0	0	0	0				
小計	78	636,806	74	628,094	0	0	4	8,712	
ハイブリッド	小型乗用車	1	8,325	1	8,325				
	普通乗用車	1	2,127	1	2,127				
小計	2	10,452	2	10,452	0	0	0	0	
合計	除く船舶	219	1,674,067	175	1,465,289	13	65,327	31	143,451
船舶	(船外機)	2		2	0	0	0	0	0

表6 - 1 【市長部局】公用車台数一覧 その1（平成22年4月現在）

登録番号	燃料	車種	上半期	下半期	通年
80あ400	ガソリン	軽特殊用途車	564	168	732
80あ466	ガソリン	軽特殊用途車	3,043	1,152	4,195
80あ635	ガソリン	軽特殊用途車	281	8,574	8,855
880あ346	ガソリン	軽特殊用途車	3,629	11,086	14,715
50こ1099	ガソリン	軽乗用車	3,688	3,915	7,603
40ひ5429	ガソリン	軽貨物車	4,456	3,717	8,173
40ひ9115	ガソリン	軽貨物車	5,282	4,690	9,972
40ほ2964	ガソリン	軽貨物車	4,288	4,903	9,191
40ほ994	ガソリン	軽貨物車	1,951	1,802	3,753
40ま5227	ガソリン	軽貨物車	4,156	4,062	8,218
40ま7491	ガソリン	軽貨物車	4,412	4,499	8,911
40む1097	ガソリン	軽貨物車	5,008	5,203	10,211
40む7575	ガソリン	軽貨物車	4,303	4,578	8,881
40め4197	ガソリン	軽貨物車	3,299	4,211	7,510
40も1606	ガソリン	軽貨物車	4,245	3,936	8,181
40も1930	ガソリン	軽貨物車	1,553	1,143	2,696
40も4111	ガソリン	軽貨物車	5,224	4,773	9,997
40や4177	ガソリン	軽貨物車	4,848	4,452	9,300
40や5233	ガソリン	軽貨物車	4,440	4,541	8,981
40や5472	ガソリン	軽貨物車	4,316	4,789	9,105
40や6599	ガソリン	軽貨物車	4,339	4,415	8,754
40ゆ2996	ガソリン	軽貨物車	3,532	3,709	7,241
40ゆ4431	ガソリン	軽貨物車	3,190	3,019	6,209
40ゆ5026	ガソリン	軽貨物車	4,316	4,302	8,618
40よ2034	ガソリン	軽貨物車	5,959	4,543	10,502
40よ2194	ガソリン	軽貨物車	4,711	4,596	9,307
40よ2195	ガソリン	軽貨物車	4,760	4,941	9,701
40よ2196	ガソリン	軽貨物車	3,240	3,227	6,467
40よ2197	ガソリン	軽貨物車	4,324	4,949	9,273
40よ2198	ガソリン	軽貨物車	3,999	3,832	7,831
40よ77	ガソリン	軽貨物車	3,438	3,203	6,641
40よ8793	ガソリン	軽貨物車	4,291	3,951	8,242
40ら1645	ガソリン	軽貨物車	4,521	4,145	8,666
40ら1665	ガソリン	軽貨物車	2,402	2,286	4,688
40ら5918	ガソリン	軽貨物車	4,221	5,136	9,357
40ら6480	ガソリン	軽貨物車	3,430	3,409	6,839
40ら6848	ガソリン	軽貨物車	6,170	4,551	10,721
40る4126	ガソリン	軽貨物車	1,802	1,382	3,184
40る4930	ガソリン	軽貨物車	4,403	4,330	8,733
40る6445	ガソリン	軽貨物車	3,124	3,448	6,572
40る9024	ガソリン	軽貨物車	1,457	1,618	3,075
41あ1599	ガソリン	軽貨物車	1,624	1,717	3,341
41あ5046	ガソリン	軽貨物車	4,169	4,007	8,176

表6 - 2 【市長部局】公用車台数一覧 その2（平成22年4月現在）

登録番号	燃料	車種	上半期	下半期	通年
41あ5120	ガソリン	軽貨物車	3,984	3,128	7,112
41あ5812	ガソリン	軽貨物車	2,089	1,974	4,063
41あ6114	ガソリン	軽貨物車	4,703	4,059	8,762
41あ7134	ガソリン	軽貨物車	1,519	1,311	2,830
41あ7883	ガソリン	軽貨物車	3,949	3,813	7,762
41い14736	ガソリン	軽貨物車	2,073	2,403	4,476
41い15133	ガソリン	軽貨物車	3,990	4,433	8,423
41い17220	ガソリン	軽貨物車	1,751	1,576	3,327
41い19041	ガソリン	軽貨物車	5,279	4,802	10,081
41い19167	ガソリン	軽貨物車	3,314	3,190	6,504
41う1091	ガソリン	軽貨物車	2,618	2,732	5,350
41う1705	ガソリン	軽貨物車	3,361	1,119	4,480
41う1706	ガソリン	軽貨物車	3,223	5,670	8,893
41う1707	ガソリン	軽貨物車	3,637	1,863	5,500
41う1714	ガソリン	軽貨物車	12,555	13,005	25,560
41う5770	ガソリン	軽貨物車	4,664	4,643	9,307
41う6251	ガソリン	軽貨物車	13,492	12,581	26,073
41う9402	ガソリン	軽貨物車	3,236	1,719	4,955
41う9403	ガソリン	軽貨物車	10,085	9,978	20,063
480あ9782	ガソリン	軽貨物車	8,241	7,304	15,545
480い12402	ガソリン	軽貨物車	3,240	3,266	6,506
480え9531	ガソリン	軽貨物車	12,832	14,016	26,848
480か5846	ガソリン	軽貨物車	0	1,776	1,776
50け6882	ガソリン	軽乗用車	2,583	2,961	5,544
50こ1097	ガソリン	軽乗用車	4,179	3,702	7,881
50さ3577	ガソリン	軽乗用車	3,306	4,129	7,435
50す6824	ガソリン	軽乗用車	3,629	4,181	7,810
50せ6684	ガソリン	軽乗用車	4,318	4,735	9,053
50て7089	ガソリン	軽乗用車	3,580	4,529	8,109
50と2090	ガソリン	軽乗用車	3,333	3,944	7,277
50な2480	ガソリン	軽乗用車	3,843	0	3,843
50ぬ6183	ガソリン	軽乗用車	2,593	3,264	5,857
50ぬ9196	ガソリン	軽乗用車	2,465	2,303	4,768
50の5695	ガソリン	軽乗用車	4,112	4,663	8,775
580え8073	ガソリン	軽乗用車	2,534	1,994	4,528
400そ4045	ガソリン	小型貨物車	1,568	3,521	5,089
44ぬ213	ガソリン	小型貨物車	499	2,373	2,872
44ね6555	ガソリン	小型貨物車	1,794	1,518	3,312
44ね8413	ガソリン	小型貨物車	1,013	1,645	2,658
44の3011	ガソリン	小型貨物車	3,105	2,520	5,625
44の6880	ガソリン	小型貨物車	2,460	1,900	4,360
500ほ140	ガソリン	小型乗用車	5,623	5,046	10,669
57せ9514	ガソリン	小型乗用車	5,983	4,231	10,214

表6 - 3 【市長部局】公用車台数一覧 その3（平成22年4月現在）

登録番号	燃料	車種	上半期	下半期	通年
57た5031	ガソリン	小型乗用車	4,582	4,279	8,861
88さ4844	ガソリン	特殊用途車	1,851	1,499	3,350
88な2907	ガソリン	特殊用途車	1,830	1,944	3,774
33つ7707	ガソリン	普通乗用車	3,109	3,133	6,242
500す3759	ハイブリッド	小型乗用車	4,119	4,206	8,325
300は4963	ハイブリッド	普通乗用車	0	2,127	2,127
800さ7644	軽油	特殊用途車	0	3,559	3,559
200さ284	軽油	バス	5,458	5,368	10,826
22さ1187	軽油	バス	507	1,855	2,362
22さ1785	軽油	バス	5,763	6,232	11,995
400そ4455	軽油	小型貨物車	0	7,829	7,829
44の2752	軽油	小型貨物車	174	398	572
800さ1192	軽油	特殊用途車	3,225	3,961	7,186
800さ1193	軽油	特殊用途車	9,100	9,162	18,262
800さ1194	軽油	特殊用途車	5,248	2,347	7,595
800さ1222	軽油	特殊用途車	31	0	31
800さ1223	軽油	特殊用途車	154	200	354
800さ1270	軽油	特殊用途車	9,965	626	10,591
800さ1271	軽油	特殊用途車	1,864	585	2,449
800さ1274	軽油	特殊用途車	117	29	146
800さ1481	軽油	特殊用途車	36	96	132
800さ1524	軽油	特殊用途車	85	0	85
800さ1525	軽油	特殊用途車	8,699	9,850	18,549
800さ1600	軽油	特殊用途車	1,033	883	1,916
800さ2079	軽油	特殊用途車	0	0	0
800さ2081	軽油	特殊用途車	10,058	10,693	20,751
800さ2082	軽油	特殊用途車	11,952	10,139	22,091
800さ2253	軽油	特殊用途車	308	432	740
800さ231	軽油	特殊用途車	2,512	500	3,012
800さ2358	軽油	特殊用途車	4,820	4,841	9,661
800さ2359	軽油	特殊用途車	5,342	5,044	10,386
800さ2501	軽油	特殊用途車	10,242	9,922	20,164
800さ2530	軽油	特殊用途車	580	373	953
800さ2896	軽油	特殊用途車	9,666	5,899	15,565
800さ2897	軽油	特殊用途車	9,841	5,325	15,166
800さ2898	軽油	特殊用途車	5,047	2,444	7,491
800さ3011	軽油	特殊用途車	707	272	979
800さ3699	軽油	特殊用途車	11,616	10,891	22,507
800さ3700	軽油	特殊用途車	10,754	11,238	21,992
800さ3709	軽油	特殊用途車	1,558	1,240	2,798
800さ3710	軽油	特殊用途車	9,223	10,440	19,663
800さ3750	軽油	特殊用途車	1,850	2,085	3,935
800さ3796	軽油	特殊用途車	2,788	924	3,712

表 6 - 4 【市長部局】公用車台数一覧 その4（平成22年4月現在）

登録番号	燃料	車種	上半期	下半期	通年
800さ3797	軽油	特殊用途車	10,505	10,324	20,829
800さ3798	軽油	特殊用途車	10,280	10,932	21,212
800さ3998	軽油	特殊用途車	608	809	1,417
800さ3999	軽油	特殊用途車	3,496	4,131	7,627
800さ4105	軽油	特殊用途車	10,266	10,009	20,275
800さ4256	軽油	特殊用途車	11,477	11,569	23,046
800さ4257	軽油	特殊用途車	12,423	10,239	22,662
800さ4258	軽油	特殊用途車	11,611	10,315	21,926
800さ4531	軽油	特殊用途車	11,317	11,451	22,768
800さ4550	軽油	特殊用途車	10,585	6,006	16,591
800さ458	軽油	特殊用途車	90	0	90
800さ462	軽油	特殊用途車	349	390	739
800さ4752	軽油	特殊用途車	6,661	8,163	14,824
800さ5813	軽油	特殊用途車	5,848	9,443	15,291
800さ5859	軽油	特殊用途車	5,441	5,579	11,020
800さ597	軽油	特殊用途車	2,666	452	3,118
800は12	軽油	特殊用途車	211	132	343
800は217	軽油	特殊用途車	2,678	2,716	5,394
88さ5355	軽油	特殊用途車	0	0	0
88さ6440	軽油	特殊用途車	2,935	1,796	4,731
100さ2539	軽油	普通貨物車	8,353	7,914	16,267
100さ3964	軽油	普通貨物車	2,518	1,659	4,177
100さ4022	軽油	普通貨物車	1,834	1,528	3,362
11す3491	軽油	普通貨物車	845	0	845
11せ4900	軽油	普通貨物車	354	298	652
11せ5705	軽油	普通貨物車	258	0	258
11せ6762	軽油	普通貨物車	1,180	0	1,180
11せ6986	軽油	普通貨物車	1,328	1,300	2,628
11せ7906	軽油	普通貨物車	4,648	4,583	9,231
11せ8228	軽油	普通貨物車	2,121	391	2,512
11せ8229	軽油	普通貨物車	9,085	1,290	10,375

表 6 - 5 【市長部局】公用車台数一覧 その5（平成22年4月現在）

登録番号	燃料	車種	上半期	下半期	通年
22さ1420	軽油	バス	1,478	2,083	3,561
300ね5569	ガソリン	普通乗用車	2,642	4,326	6,968
33せ6513	ガソリン	普通乗用車	6,072	5,609	11,681
40ぬ8967	ガソリン	小型貨物車	1,063	1,568	2,631
500む5916	ガソリン	小型乗用車	2,215	3,861	6,076
800さ162	ガソリン	特殊用途車	4,485	5,549	10,034
800さ3684	ガソリン	特殊用途車	13,440	15,874	29,314
800さ4043	ガソリン	特殊用途車	2,195	2,491	4,686
800さ4671	ガソリン	特殊用途車	5,513	4,758	10,271
800は157	軽油	特殊用途車	118	115	233
800は326	軽油	特殊用途車	4,260	3,727	7,987
800は377	軽油	特殊用途車	1,409	1,480	2,889
830そ119	軽油	特殊用途車	2,105	2,156	4,261
830た119	軽油	特殊用途車	1,665	2,320	3,985
88さ4058	軽油	特殊用途車	519	306	825
88さ4413	軽油	特殊用途車	548	428	976
88さ6097	軽油	特殊用途車	500	565	1,065
88さ6792	軽油	特殊用途車	2,909	2,623	5,532
88や1301	軽油	特殊用途車	257	136	393
88や1376	軽油	特殊用途車	2,261	2,731	4,992
88な1986	ガソリン	特殊用途車	1,152	2,125	3,277
800さ7288	ガソリン	特殊用途車			

表 7 【教育委員会】公用車台数一覧（平成22年4月現在）(つづき)

登録番号	燃料	車種	上半期	下半期	通年
40ま9431	ガソリン	軽貨物車	3,466	3,371	6,837
40み9644	ガソリン	軽貨物車	2,556	446	3,002
40ゆ8730	ガソリン	軽貨物車	1,863	1,531	3,394
40よ8404	ガソリン	軽貨物車	1,646	1,817	3,463
40よ9943	ガソリン	軽貨物車	3,599	2,084	5,683
40ら1502	ガソリン	軽貨物車	2,557	1,871	4,428
40ら6594	ガソリン	軽貨物車	3,005	3,151	6,156
40る4627	ガソリン	軽貨物車	1,512	1,732	3,244
41あ5053	ガソリン	軽貨物車	1,330	1,046	2,376
41あ5406	ガソリン	軽貨物車	2,986	2,660	5,646
580か3767	ガソリン	軽乗用車	675	6,473	7,148
580か3768	ガソリン	軽乗用車	496	7,680	8,176
580く600	ガソリン	軽乗用車	3,272	2,502	5,774

表8 【企業局】公用車台数一覧（平成22年4月現在）（つづき）

登録番号	燃料	車種	上半期	下半期	通年
40う8646	ガソリン	軽貨物車	1,490	1,503	2,993
480あ9351	ガソリン	軽貨物車	13,722	13,498	27,220
50は1225	ガソリン	軽乗用車	2,019	4,803	6,822
50ほ396	ガソリン	軽乗用車	4,913	4,574	9,487
50め3165	ガソリン	軽乗用車	3,734	2,787	6,521
40む9779	ガソリン	軽貨物車	1,979	2,506	4,485
40め1029	ガソリン	軽貨物車	2,063	1,216	3,279
40め2422	ガソリン	軽貨物車	934	906	1,840
40ゆ6080	ガソリン	軽貨物車	403	653	1,056
40よ106	ガソリン	軽貨物車	3,741	3,755	7,496
40ら68	ガソリン	軽貨物車	2,527	3,092	5,619
41あ1687	ガソリン	軽貨物車	3,231	3,103	6,334
41あ2198	ガソリン	軽貨物車	2,717	3,316	6,033
41あ5229	ガソリン	軽貨物車	3,391	4,568	7,959
41あ7903	ガソリン	軽貨物車	3,030	3,111	6,141
41え1105	ガソリン	軽貨物車	3,874	4,685	8,559
41え7869	ガソリン	軽貨物車	2,872	3,258	6,130
41え9302	ガソリン	軽貨物車	3,972	3,438	7,410
50め8969	ガソリン	軽乗用車	2,112	3,460	5,572
400さ8170	ガソリン	小型貨物車	5,538	5,087	10,625
44ぬ1994	ガソリン	小型貨物車	426	593	1,019
44ぬ3816	ガソリン	小型貨物車	2,461	2,783	5,244
44ね4543	ガソリン	小型貨物車	3,378	3,065	6,443
44の2385	ガソリン	小型貨物車	742	1,645	2,387
44の384	ガソリン	小型貨物車	4,186	4,230	8,416
44は2953	ガソリン	小型貨物車	2,064	2,187	4,251
44は5940	ガソリン	小型貨物車	1,851	1,932	3,783
44の7260	軽油	小型貨物車	1,965	2,084	4,049
44は1182	軽油	小型貨物車	795	1,186	1,981
44は3978	軽油	小型貨物車	1,066	1,216	2,282
100さ327	軽油	普通貨物車	185	215	400

本計画では、各エネルギーの用途ごとに、使用量に以下の排出係数を乗じて、温室効果ガス排出量を算出します。

なお、電気使用量に係る二酸化炭素の排出係数については、毎年見直しを行うこととします。

表9 本計画における排出係数

エネルギー	用途	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフロロカーボン
電気使用量	昼間・高圧または低圧	0.369 kg-CO ₂ /kwh	-	-	
電気使用量	夜間・高圧または低圧	0.369 kg-CO ₂ /kwh	-	-	
重油	定置式ディーゼル機関	2.71 kg-CO ₂ /L	-	0.000066 kg-N ₂ O/L	
重油	ボイラー、その他	2.71 kg-CO ₂ /L	-	-	
灯油	定置式ディーゼル機関	2.49 kg-CO ₂ /L	-	0.000062 kg-N ₂ O/L	
灯油	家庭用機器	2.49 kg-CO ₂ /L	0.00035 kg-CH ₄ /L	0.000021 kg-N ₂ O/L	
13A(都市ガス)	家庭用機器	2.29 kg-CO ₂ /m ³	0.00022 kg-CH ₄ /m ³	0.000040 kg-N ₂ O/m ³	
13A(都市ガス)	ガス機関	2.29 kg-CO ₂ /m ³	0.0025 kg-CH ₄ /m ³	0.000028 kg-N ₂ O/m ³	
LPG	家庭用機器	3.00 kg-CO ₂ /kg	0.00023 kg-CH ₄ /m ³	0.000046 kg-N ₂ O/kg	
LPG	ガス機関	3.00 kg-CO ₂ /kg	0.0027 kg-CH ₄ /m ³	0.000031 kg-N ₂ O/kg	
ガソリン	自動車用	2.32 kg-CO ₂ /L	-	-	
軽油	自動車	2.58 kg-CO ₂ /L	-	-	
軽油	船舶用	2.58 kg-CO ₂ /L	0.00025 kg-CH ₄ /L	0.000073 kg-N ₂ O/L	
終末処理場		-	0.00088 kg-CH ₄ /m ³	0.00016 kg-N ₂ O/m ³	
し尿処理施設		-	0.038 kg-CH ₄ /m ³	0.00093 kg-N ₂ O/m ³	
浄化槽		-	1.1 kg-CH ₄ /人	0.026 kg-N ₂ O/人	
単独槽		-	0.20 kg-CH ₄ /人	0.020 kg-N ₂ O/人	
自動車台数		-	-	-	0.010 kg-HFC/台
自動車走行距離		-	表8参照	表8参照	-

LPGの比重は 2.183kg/m³ とする。

表 10 自動車の走行にともなう排出係数

燃 料	種 別	用 途	メタン	一酸化二窒素
ガソリン	軽自動車	乗用	0.000010 kg-CH ₄ /km	0.000022 kg-N ₂ O/km
"	"	貨物	0.000011 kg-CH ₄ /km	0.000022 kg-N ₂ O/km
"	"	特種	0.000011 kg-CH ₄ /km	0.000022 kg-N ₂ O/km
"	小 型	乗用	0.000010 kg-CH ₄ /km	0.000029 kg-N ₂ O/km
"	"	貨物	0.000015 kg-CH ₄ /km	0.000026 kg-N ₂ O/km
"	普 通	乗用	0.000010 kg-CH ₄ /km	0.000029 kg-N ₂ O/km
"	"	貨物	0.000035 kg-CH ₄ /km	0.000039 kg-N ₂ O/km
"	"	乗合	0.000035 kg-CH ₄ /km	0.000041 kg-N ₂ O/km
軽 油	小 型	乗用	0.0000020 kg-CH ₄ /km	0.000007 kg-N ₂ O/km
"	"	貨物	0.0000076 kg-CH ₄ /km	0.000009 kg-N ₂ O/km
"	普 通	乗用	0.0000020 kg-CH ₄ /km	0.000007 kg-N ₂ O/km
"	"	貨物	0.000015 kg-CH ₄ /km	0.000014 kg-N ₂ O/km
"	"	乗合	0.000017 kg-CH ₄ /km	0.000041 kg-N ₂ O/km
"	"	特種	0.000013 kg-CH ₄ /km	0.000025 kg-N ₂ O/km